

## 平成19年 第2回定例会一般質問

議長 横尾 武志君

7番、川上議員の一般質問を許します。7番、川上議員。

議員 7番 川上 誠一君

7番、川上です。一般質問をいたします。3点について、町長の基本的な政治姿勢について伺います。

まず第1に、少人数学級について伺います。町長の施政方針では、町政に対する3つの理念と10項目の将来構想が示されています。その中で、実現可能な政策として心豊かにわくわくきらきら学びの町の中で、小学校4年生までの35人学級という政策を打ち出しています。

現在、芦屋町では小学校1、2年生を対象に35人学級行っていますが、4年生まで実現すれば大変に画期的なことであり、多くの父母と生徒、教師を大きく励ますこととなります。町長は、実現に向けてどのように考えているのかを伺います。

2点目に、国民健康保険の資格証明書の交付の発行の問題について伺います。年収200万円台で、30万、40万円の負担を強いられるなど、自治体の保険料は既に住民の負担能力をはかに超える額となっています。昨年の国保料滞納は、全国で480万世帯、制裁措置で国保証を取り上げられた世帯は35万を超えました。

国保証をとられて、医療費を全額負担する資格証明書にかえられた人が、受診を控えて死に至る事件も続発しています。有効期限を1カ月、3カ月に限定した短期証交付も122.5万件、この10年間で8倍に急増しています。

芦屋町では、平成18年度の国民健康保険での短期被保険者証の交付世帯は130世帯ですが、資格証明書はゼロとなっています。芦屋町で、資格証明書の交付を行っていないことは憲法の生存権を遵守する立場に立ち、自治事務であることを生かした対応であり大変に評価できることです。

憲法25条は、すべての国民は人間らしく生きる権利があり、国はこれを保障する責任があると定め、この理念を受けてつくられた国民健康保険法はその目的を第1で、社会保障及び国民保健の向上に寄与すると明記しています。今後も引き続き、資格証明書を交付しないことを求めますが、町長の考えを伺います。

3点目に、政治倫理条例について伺います。今、政治と金の問題が国民の大きな怒りを買っています。国会における多額の事務所費を支出している問題、官製談合や贈収賄事件、そして地方議員の政務調査費の不正流用などが発生する中で、政治家の政治姿勢や活動は有権者から厳しく注視されてます。

有権者は、政治倫理を向上させることを強く求めています。芦屋町では、平成14年度に政治倫理条例を改正し、第20条では町工事に関する遵守事項を強化し、町民に疑惑の念を生じせしめないよう努める、こういったことを規定してます。議員と首長は、絶えず法令を遵守し、品位及び名誉を損なう行為を慎むことは当然の責務と思いますが、このことについてどう考えるのかを伺います。

以上で第1回目の質問を終わります。

議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。町長。

町長 波多野茂丸君

川上議員のご質問のまず町長の政治姿勢ということで、まず1点目の小学校4年生までの35人学級という政策はどう考えているのかということですが、このことにつきまして、議会初日施政方針述べさせていただきました。

そして、10項目の目標を掲げさせていただきましたその1つであるわけですが、このことにつきましては、近年核家族化、そして共働き家庭の増加によって家庭での教育力の低下、生活体験の不足等々により、学習規律や生活規範が十分とは言えないと私は考えたわけですが、一人一人に対応したきめ細かな学習指導が必要ではないかと思えます。

芦屋町では、平成17年から小学校1、2年生を対象に35人学級を実施しております。これを前段でお話した理由により、何とか4年生までぐらい拡大できたらなという思いでこの目標を掲げさせていただきました。諸般いろいろ問題あるわけですが、ぜひともこの制度を実施したいと考えておりますので、ご協力とご理解をいただきますようお願いするわけですが、

それから、私の10項目の目標につきましては、現在企画課を通じまして各課に投げかけており、やれるのかやれないのか問題点は何なのかをただいま検証し、そして早晚各課とヒアリングをしたいと思っております。

それから、2点目のご質問ですが、資格証明書を交付しないことを求めるが町長の考えはいかがでしょうかという質問ですが、議員のこの質問の中で憲法25条の問題を言われたわけですが、これはそのとおりだと思います。

しかし、その後、やはり法律というものがありますよね。国民健康法第9条、国保税の滞納に対する措置として、被保険者の返還と資格証明書の交付を規定していますと。災害その他の特別の事情がないのに、保険税を故意に滞納している場合などがこの措置の対象となっております。憲法があり法律があり、そしてその法の定めるところの措置、このことは今からも変わらないと私は考えております。

それから、3点目 3点目、政治と金の問題ということの中で、政治倫理条例の、特に20条ということでご質問があるわけですが、これはまさに議員が言葉の末尾に言われましたように、議員と首長は絶えず法令遵守し、品格及び名誉を損なわない行為を慎むことは当然の責務だと思いますというふうに議員みずからが今おっしゃったとおりで、私は議員の仰せのとおりだと思っております。

そして、芦屋町の政治倫理条例があるわけですが、私はその中でもこの政治倫理条例の中でやはり細部にある、その中でも特に目的、この条例は町政が町民の厳粛な信託の上に成立するという民主主義の原理に基づき、その担い手たる町長、助役、収入役、教育長及び町議会議員が町民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、卑しくもその地位による影響力を不正に行使して自己の利益を図ることのないよう、必要な措置を定めることとし、町政に対する町民の信頼にこたえとともに、町民が町政に対する正しい認識と自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な町政の発展に寄与することを目的とすると。まさに、この目的が私はすべてであると思っております。

以上で第1回目の答弁を終わります。

議長 横尾 武志君

川上議員。

議員 7番 川上 誠一君

まず、1点目の35人学級を小学校4年までに拡充するというこういったことですが、町長としてはぜひ実施したいということですので、大変父母の方、また生徒、また教師の方、こういった方もぜひそういった方向を望んでと思いますし、ぜひ実現するように町長としてもイニシアチブを発揮していただいて、この問題に取り組んでいていただきたいというふうに思います。

少人数学級は、今芦屋町でも小学校1、2年生に実施されてるわけなんですけど、少人数学級の利点としてはさまざまなことが言われています。特にちょっと注目すべきことは、アメリカでこういった見解が出てるんですけど、小学校のときに少人数のクラスに少なくとも4年以上いた子供は高校の卒業率が12%以上も高いことがわかっており、特に低収入の家庭に育つ子供にこの傾向が顕著であると。

こういったふうにして、少人数学級を小学校のときに導入していけば、小学校のときだけではなく高校になったとき、そういったときに退学者とかそういったのが減ってくると。そういった点では、小学校のときにそういったところに財政を入れておけば、確かに一時的には大変な問題かわかりませんが、後になれば今度は高校の退学者が減って行くということでそれによって財政負担が減ってくる、また効果が上がるというそういった点でアメリカでもこの少人数学級についての取り組みが進んでいるわけです。

日本におきまして、国立教育政策研究所が調査しましたところ、子供の学習環境として1クラスは何人が望ましいのか、国立教育政策研究所の調査によると20人以下の少人数学級はそれ以上の大きな規模の学級より理数系の成績がよく、教師から個別の指導を受けた経験も多いという結果が出てくることで、これは30人学級を今全国的な運動になってますけど、本来的なら20人以下学級こういったものをするのが理想的な教育であるというこういった見解も出てきています。

現在、日本人の中でどのくらいの都道府県がこういった少人数学級に取り組んでいるかと言いますと、前回少人数学級を質問したときもう五、六年前になりますかね、そのころはまだ余りなかったんですけど、現在では47都道府県中45都道府県が何らかの少人数学級に取り組むというこういった形になってます。

これは、2004年の資料になりますが、山形県では小学校1年から6年生を21人から33人学級、長野県では小学校1年生から6年生を30人学級、岩手県では小学校1年生から中学3年生を35人学級、福島県では小学校1年から中学校3年まで33人学級です。

新潟、愛知、三重、京都、大阪府、こういったところは小中学校全学年を市町村教育委員会からの要望による少人数学級にするというこういったことで、2000年当初に比べれば相当30人学級、少人数学級の取り組みが全国的に広がっています。

それでは、福岡県はどうだと言いますと、福岡県の見解としては個別の学校ごとの事情に応じて児童生徒に対する教育的配慮の観点から、市町村別の教職員定数の範囲内で教諭の判断により協議があった場合は同意する。

実施学年の平均収容人数が35人を超える学校で、研究指定校で既に加配している定数を振りかえて35人以下学級の実施にかかわる研究を行うという、こういった観点から小学校1、2年生の35人学級を認めるようになりました。

もともと、今でも国は決めているのは40人学級です。国は、まだこの40人学級に固執しているわけなんですけど、福岡県もこの間ずっと基本的には40人学級ということを書いてましたが、この間の県民の運動の中で前進し、弾力的運用を認めるというふうになっております。

そういった点で、少人数学級自体が県の判断による弾力的な運用ができるような状況が生まれてきているということです。法律による学級編成基準は、先ほども言いましたように小中学校の1学級は40人を超えないとする法定基準になってます。1959年には当初は50人と定められて、64年に45人、80年に現在の40人、そして2001年にはこの法改正で法律は国が定める基準は40人であるが、各都道府県は40人を下回る基準を設けることができるこういったことになりました。

1990年代の後半にも、全国の自治体の中でやはり少人数学級、30人学級も止める取り組

みというのがありました。これはやっぱり、その町の置かれている子供の劣悪な環境、そういったものを少しでも改善したいというそういったところで各町が、国が40人学級、県が40人学級と言っている中で取り組んできたわけなんですけど、例えば長野県の小海町では、1998年小海町では町費で教師を採用し、学級担任として少人数学級を実施しました。

小海町の町長は、道路の改修がおくれても利用者が我慢すれば何とかなるが、教育は先延ばしすることはできないと、今やらなくてはならないことをやらなくてはというふうな姿勢を示して、30人少人数学級に踏み切りました。

また、同じ長野県の中川村では、97年に村費採用の教師で少人数学級を実施しました。2年生の39人の学級には、知的障がい児が1人在籍したことで、障がい児を含めて39人では学級運営はとても無理として村教委は村費の教師を採用し2学級にしました。

この対応は、障がい児も集団の中で育ち、個別指導もできて父母からは大変喜ばれる、そして歓迎されました。しかし、先ほども言いましたように国も県も40人学級の編成しか認めてないという中で、やはり県の教育委員会は無残にもこの文部省のうのみにして、2つの町の取り組みをつぶしたというふうな経過があります。

こういった、やはり90年代後半から各町で取り組み、そして父母の署名運動、そして国会での請願、地方議会の請願、こういったことが重なって現在の全国的な少人数学級が普及して行くというふうなふうなようになってます。

それでは、先ほど町長はぜひ実施したいというふうにおっしゃいましたが、町で実施する場合にどういった問題点があるかということになります。まず、町で実施する場合においても県との協議、そしてまた同意が必要になっております。

これはやはり、小中学校自体は町立で、町でつくってるというふうな学校ですが、学級編成の権限自体は県が持っているというふうな中で、やはり県の同意をいただかなければいけないということになります。

そういった点では、県はなかなか町独自の採用というふうなふうなものを見ていないのが今まででしたが、現在市町村で県を上回る水準、そういった取り組みを行っている市町村もかなりできております。

例えば、埼玉県の志木市、ここでは25人学級を市独自で行ってます。また、加賀市、騎西町、それから上尾市、それから鴻巣市、それから愛知県では犬山市、大阪府では岸和田市、また神奈川県では寒川町、こういったやはり都道府県の水準以上の町独自、市独自で35人学級とか30人学級、こういったことを取り組んでいる町が最近ふえてきてます。

これは、どのようにしてこういったことを実現していったかということ、例えば犬山市では当該校に学級を担任してない教諭、または常勤講師がいる場合は、その教員にも学級を担任させるこ

とで学級増に対応する方法を採用してます。これは、専科教師とかそれから学年担任、こういった人を使って学級担任とさせるということです。

そして、その学級担任をさせることによって増大する教員の分は、市の教育委員会が非常勤講師を雇用してそれに対応させてからやって行くという、こういったことをとってました。

ただ、これは県も認めてない県も、こういったやり方を認めてない県も出てきます。ただ、現在はこれまで政令市以外の市町村はフルタイムで勤務する教諭、または常勤講師を任用する権限がなく、市教育委員会が学級担任となる教員を配置することができないこういった状況でした。

しかし、現在は教育委員会が認めれば町独自に常勤講師を雇用し、学級担任にできるようになってきているという。これは、福岡県でもこういった運用を始めたというふうに聞いております。

そういった点では、こういった町独自の常勤講師の雇用により、4年生までの少人数学級こういったことが実現できるのではないかと思います。財政的にも、町で常勤講師を雇用するという点では負担はありますが、ただ県が雇用する給与から比べれば、聞くところによりますと半分程度の負担でできているというこういったことを聞いてます。そういった点では、大変でしょうが今後県当局と交渉を行い、問題点を解決することが必要となります。

そういった点では、現在では町独自でも雇用することができる状況があるという中で、ぜひこの芦屋町でも小学校4年生までの少人数学級これを実現していただいて、そしてこれが実現すればやはり県内の自治体に大きな影響を与え、インパクトを与え、福岡県での全学年での少人数学級の実現とかこういった運動にも大きな力になると思います。

そういった点では、ぜひ町長にこういった方策もとりながら県と協議して、これを実現していただきたく思いますが、そういった点ではいかがでしょうか。

議長 横尾 武志君

町長。

町長 波多野茂丸君

1回目の答弁でも申し上げましたように、ぜひやりたいということで望んでおるわけございまして、今議員言われたように、これを実現するためにはたくさんのハードルをクリアしなくちゃいけないわけございまして、それを今所管に投げております。

十分協議、実現に向けて協議をしたいと思っておるわけございまして。県に限らず国に働きかけて、何か補助金がないかということで工夫して実施に向けて努力していきたいと思っております。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

川上議員。

議員 7番 川上 誠一君

今町長がおっしゃったように、元々やはりこれは本来的には国がしなければいけないことです。そういった点では、やはりこういった義務教育に責任を持つ国や県が何も負担もしないという、そういった点では私はやっぱりおかしいと思いますし、やはり義務教育は憲法が国民に保障する教育を受ける権利の最小限の仕事になります。そういった点では、当然国がこれを行い、そして県が責任を持ってやるというこういったことがやっぱりいいと思います。

それともう1点では、町長がやっぱりこういったことを実現させて行く上においても、やはり町民の声、これがやっぱり町長を後押しするということが必要ではないでしょうか。もちろん、私たちも町長のこの少人数学級実現に積極的に応援しますし、その実現のために議員としても努力していきたいと思います。

ただ、それと同時にPTAや父母、そういった人たちと一緒に町でこういった少人数学級実現の運動をつくり、そして県や国へこの流れを持って行くことが必要ではないかというふうに思います。

やはり私はこの、住民と一緒に少人数学級の実現に取り組むこういった運動をつくって行くという、これは確かに教育運動であるこういったふうに思いますが、それと同時に、これは住民が町政に参加し、みずからの町をみずからつくるというそういった運動につながって行くと思います。

子育てや教育環境の実現を求めることは、みずからがやっぱりこの町に誇りを持ってそして行政に参加して行くというこういった方向につながります。子育てに優しい町芦屋町、福祉教育の充実した芦屋町は私たちの誇りです。こういったふうに、町民が胸を張って言えるように。

そして、その1つとして少人数学級が実現できるように、町長もぜひそのためにイニシアチブを発揮していただきたいし、また私たちも町長の後押しをしていきたいというふうに思いますので、ぜひともこの実現のためによろしくお願いいたします。

続きまして、国保の問題について伺います。

資格証明書の発行ということで、先ほど言いましたように、今国民健康保険証の取り上げが全国的に起こっております。芦屋町でも、現在滞納者は、滞納世帯はふえていってます。現在、芦屋町の国保加入者は平成18年において3,264世帯、このうちの727世帯、22%が国保料金の滞納をしているという、5世帯に1世帯が滞納しているという、こういったこと自体は異常なことであります。

そして、先ほども言いましたようにこん中から短期証明書が130世帯発行されているということです。短期証明になりますと、基本的には3カ月程度の保険期間がないという状況になります。そういった点では、国保の減免制度の充実を行い、やはり払える国保料こういったことにし

て滞納を解決して行く、こういったことを考えなければいけないというふうな思います。

それでは、なぜ国保の滞納者がふえているのかこういったことを見ますと、これはただ単に個人の問題だけではなく、やはり最大の原因としては政府が1997年に国保を改悪して滞納者への資格証交付、これを市町村の義務としたこういったところに問題があります。

改悪後に、資格証の世帯は3.6倍となり、失業倒産などで苦しむ人から医療まで奪い取るという非道な政治が一挙に拡大してきました。こうした制裁強化にもかかわらず、国保料の滞納率は全国的に見ても1997年の16%から2006年には19%とふえ続けてます。

国保証の取り上げ自体、これは収納率の向上には役立たないというこういった全国的な傾向があります。また、加入者の過半数が年金生活者などの無職者で、加入世帯の平均所得が165万円に過ぎない国保は、国としての手厚い援助があってこそ初めて成り立つ医療保険です。

ところが、政府は1984年の法改正で国保負担率を引き下げたのを皮切りにして、国の責任を次々と後退させてきました。1984年から2004年度の間、市町村への国庫支出金が49.8%から34.5%に減ったというこういった中で、住民1人当たりの国保料が3万円から3万9,020円から7万8,950円と倍増するというこういった結果になってきてます。

当然、この間公的年金の縮小とかそれからことしの6月には定率減税の全廃、こういった税制改正が行われまして、こういったことに連動する国保ではさらに高騰してるというのが現状です。そういった点で、こういったことによって滞納がふえ、国保証の取り上げが行われてるという状況です。

国民健康保険の規則では、5条では保険証を取り上げない公費負担医療として、老人医療など24項目の規定があります。さらに、先ほど町長も言いました特別な事情、こういったことがある場合は保険証を取り上げないとされてます。そこで1点伺いたいんですが、特別な事情これはどういったものが特別な事情に当たるんでしょうか。担当の課長でも結構です。

議長 横尾 武志君

住民課長。

住民課長 中西 学君

お答えいたします。国民健康保険法施行令第1条の3によりますと、1つ目が、世帯主がその財産につき災害を受け、または盗難にかかったこと。2つ目が、世帯主またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと。3つ目が、世帯主がその事業を廃止または休止したこと。4つ目が、世帯主がその事業につき著しい損失を受けたこと。第5点目として、以上に類する事由があったことで、の以上でございます。

議長 横尾 武志君

川上議員。

議員 7番 川上 誠一君

そういったことで、こういった特別な事情があれば国保証の取り上げは行ってはならないというこういったことになってます。こういったことを勘案しながら、芦屋町は短期保険者に対して国保証の取り上げを行わず短期証明書の発行を継続してきたというふうなことで、それはそれで芦屋町として大変努力されて資格証明書の発行を抑えてきてるんだというふうに思いますが、そういった点ではこの特別な事情、これを判断するのは、審査するのはどこが行うんでしょうか。

議長 横尾 武志君

住民課長。

住民課長 中西 学君

住民課と税務課協議の上で行うこととしております。

議長 横尾 武志君

川上議員。

議員 7番 川上 誠一君

そういった点では、これは町の自治事務ですから住民課、税務課、そういったところで判断して資格証明書の発行を抑えることができるわけです。それで、先ほど町長言われましたように、それじゃ滞納しとる人の中で悪質な人もおるんじゃないかと。そういった方にはどうするかという問題があります。そういった点では、悪質な、払えないではなくて払わない人、そういった人に対しては町としてもこういった断固たる措置をとって行くというそういったことにもなろうと思います。ただこういった資格証を発行される条件のある方の中に、例えば老健対象者とか障がい者とか乳幼児とかこういった方も含まれている、こういった状況になりますとやはり私はこの特別な事情を判断する住民課、税務課、そういったところでこういった問題を勘案しながら弾力的な運用を行うべきと思いますが、そういった点では社会的な弱者などを医療から遠ざけたり、子供の人権を侵さない、こういった立場でこの特別な事情を判断すべきと思いますがいかがでしょうか。

議長 横尾 武志君

住民課長。

住民課長 中西 学君

おっしゃるとおりでございます。滞納される方の生活状況、経済状況等々を総合的に判断した中で行うべきだろうと思っております。

議長 横尾 武志君

川上議員。

議員 7番 川上 誠一君

ぜひ、今まで芦屋町が努力されてきたような立場で、今後ともこの資格証明書の発行については十分に慎重に取り扱っていただきたいというふうに思います。やはり、今社会的弱者が行政から文字通り見捨てられ、生きていけなくなるそういった政策が起こってるんじゃないかと私は思います。住民を捨ててしまう、棄民政治とも呼ぶべき冷酷な非情な事態が進んでるんじゃないかと思えます。

例えば、今言ってます政府の切り捨て政策によって医療保険証の取り上げや末期の患者を病院から追い出す、また医療から見捨てられるなど、医療難民が急増している問題もあります。

今、テレビでも問題になっている、介護の中では施設でも住宅でも人間らしく生きる最小限のサービスまで取り上げ、介護難民と呼ばれるお年寄りが急増してます。また、青年の中には日々働きながらアパートさえ借りられないというネットカフェ難民、そして生活保護をめぐっては北九州なんかでも取りざたされてますが、違法な水際作戦、また辞退強要で餓死に追い込まれるという、こういった非情な政治が国によって行われてます。

私は、こういった政治から住民を守るのがやはり町の役割、これがやはり地方自治体としてのやっぱり存在価値だと思います。そういった点では、この問題については今後も引き続き資格証明書の発行をしないことを強く求めましてこの質問を終わります。

続いて、政治倫理条例について伺います。町長は、先ほど、最後にありましたように政治倫理条例の第1条、2条の趣旨、これにのっとって、首長とそして議員は行わなければならないということをおっしゃいましたが全くそのとおりで、ぜひそういった、本当に住民に対して町が信頼できるそういった行政を行うべきだというふうに思います。

もともと、芦屋町の政治倫理条例が改正された背景としては、町長もご存じのように平成13年に政治倫理審査会から町長に対して、当町の議員ですね、勧告書が出されました。これによって、有限会社波多野石油と芦屋町における一般物品納入契約について、政治倫理条例の趣旨を十分に理解され、町民に対し疑惑の念を生じせめないように努められたいということが出されました。それで、これに基づいて政治倫理条例も改正されたわけです。

それによって、町長は波多野石油の代表から身を引かして現在に至ってるわけです。そういった点では、芦屋町の政治倫理条例を見ますと町長と及び議員の配偶者1親等以内または同居の親族、こういったものが物品納入などを辞退しなけりゃいけないとなってます。それともう1点では、議員が、町長及び議員が自主的に経営に携わる企業、こういったものも辞退しなけりゃいけないというふうなってます。

それでは、自主的に経営に携わる企業と、これはこういったものが何かと言うと、まず第1点目に町長及び議員が資本金その他これらに準ずるものの3分の1以上を出資している企業、2点目に、町長及び議員が年額300万以上の報酬を、顧問料その他名目を問わないを受理している

企業、3点目に、町長等及び議員がその経営方針に関与している企業、こういったのが実質的に携わる企業というふうになってます。

現在町長は、波多野石油の代表等を辞してるわけで、この1親等以内の方が経営に携わるというふうには波多野石油はなっていないというふうに聞いております。また、実質的に経営にかかわる企業としての第1項目めの資本金の問題についても該当しないし、2点目の町長及び議員が年額300万以上の報酬という点でも、これも私政治倫理条例から出ている資産公開、そういった中で拝見しますと240万ということで、これも当てはまらないというふうになってます。

そして町長、3点目に町長及び議員がその経営方針に関与している企業、こういったことについても明確にこういった状況になっているかと言えばなっていないという。そういった点では、芦屋町の政治倫理条例から見ればこういった基準をクリアしているというふうに思っております。

ただ、それじゃ政治倫理条例に問題がなければすべてそれで町民から疑惑の念を生じさせないことができるかという、そういった点では私はやはり1点違った角度から見ていけば、果たしてもそうはならないんじゃないかというふうにも思います。

1つは、1親等以内または同居の親族が経営に携わる企業となっておりますが、確かに芦屋町ではこれはちゃんとした水準でクリアしてますが、例えば石川県の穴水町、ここで規定されているのは、その配偶者もしくは3親等以内の血族または2親等以内の姻族が経営する企業及びというふうになって、3親等まではやっぱり問題があると。

これは、やはり3親等といえども身内が経営している、そういった点では町民から疑惑の念を得ざるをえんではないかちゅうそういったことで、この3親等まで範囲を広げてるんじゃないかというふうに思います。

これは、先ほど町長の言いました政治倫理条例の理念、そういったものから見てやはり、町長としてそういったふうに住民に疑惑の念を生じさせないようにすべきではないのか、これをやっぱり貫くことが私は必要じゃないかと思えます。

先ほど、町長は初日に施政方針を述べて、芦屋町の活性化、そして芦屋町の再建のために努力したいというふうに言われました。そういった点では、例えば町長が言われている開かれた行政の創造ということの中で、その基本は情報の積極的な公開と考えます。

私は、積極的に町の情報を提供するとともに、住民の皆さんからのご批判、ご意見にも積極的に耳を傾け、町政に反映していきたいと思えます。また、住民の皆さんのご意見などについては、わかりやすくかつ責任ある説明をしていきます。情報の共有により、住民の皆さんが芦屋町のことをより考えられるようになり、このことがまちづくりへの行動につながるものと考えてます。私は、町行政と住民の皆さんと一緒に開かれたよりよいまちづくりを推進していきます、こういったふうに言われてます。まず、こういったことの原点として、町長に対する町民の信頼が基本

的なところにあるんじゃないでしょうか。

私は、そういった点では確かに政治倫理条例は完全にクリアしてます。しかし、住民からの信頼を勝ち取るちゅう点では、町長はやはり政治倫理条例にのっかってちゃんとした対応をすべきではないかと思いますが、そういった点ではいかがでしょうか。

議長 横尾 武志君

町長。

町長 波多野茂丸君

る長々とお話していただきましたが、政治倫理条例にのっかって私は立候補し、町長にならしていただいております。まず議員のいわゆる、結局疑惑の念を生じせしめないように努めると、これは政治倫理条例の中では罰則規定もありません。常に、疑惑の念を生じせしめないようにしなければならないということが出てくるわけでございます。

ご存じのように、私もそうですが議員の皆様方も公職選挙法という1つの法律、これにのっかって当選させていただいたわけでございます。当選証書をいただいたその日から、いわゆる地方自治法に従って法令遵守しなければならない、これはもう法律で定まっておりますわけでございます。

今議員がおっしゃるように、芦屋町においては政治倫理条例を遵守する、それ以上の何物ではないと私は先ほどからお話しているんであって、この政治倫理条例の倫理、この倫理観というものには法令にかんがみましても自分自身が私は持つものであると考えておりますわけでございます。町民が見て疑惑と感ずる、倫理とはいろいろ私はあるのではないかと感じておりますわけでございます。

第3条に、政治倫理条例は20条ばかりではございません。私がなぜ目的をお話したかと申しますと、この倫理条例たくさんあるわけでございますが、その中に、第3条にその地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと、目的の中にもお話ししましたように、私はこのことが政治倫理条例の根幹をなすと思っておりますわけでございます。

じゃあ、その地位による影響力を不正に行使する、どんなことがあるか、例えば政党の機関紙を役場の庁舎内で庁舎の町職員に売ってセールスする、これは明らかに地位による無言の影響力ではないかと私は思うわけでございます。それも倫理であるわけでございます。

それとか、いろんな、芦屋町人口1万6,000の町の中でいろんな団体があるわけございまして、補助金団体たくさんあります。そこに、議員さんがおられる、じゃあ予算編成とか何とかばつと議員さんがおられたら、やはりそこは無言の圧力という形になるのではないかとと思うわけでございます。

政治倫理条例と言え、すぐそのいわゆる20条の請負が入ってくるわけでございますが、やはりそのことは自分自身が法令遵守し、政治倫理条例よく見てそして政治活動を行う、このことに尽きるのではないかと感じておりますわけでございます。

もし、政治倫理条例議員言われるように不備であれば、議員の方々またお集まりいただきまして、その地位による影響力このことを主観におきまして政治倫理条例の改正をされたいかがかなと思うわけでございます。

以上でございます。

議長 横尾 武志君

川上議員。

議員 7番 川上 誠一君

もちろん、波多野町長が言われましたように、そういった点では第3条の4項こういっことを遵守するために政治倫理条例を強化するそういったことも必要かわかりません。当然、そういったことを私たちは行っていきます。

それと、先ほど新聞の件で云々言われましたが、これは地位を利用してではなくてそこで思想信条そういったところから来とることであって、決して地位利用してから云々かんぬんとかそういったものではないことは明確に言っておきます。町長の、私はそういったはずに構えた答弁というのは、やはり町長の時代の、今度の施政方針そういったものもおとしめるような発言になるというふうに思いますんで、もう少しちゃんと崇高な立場で論議をしていただきたいと思います。

私は、町長に対して今度の、町長が当選されて施政方針の中をすべて指示するわけでありませんが、やはり競艇事業の健全化、そして地場産業の活性化、産業観光の育成等こういったことを町民の期待にこたえる上でも、やはり政治倫理これをちゃんと守って行く、そういった政治姿勢ですよ私が言うのは。

政治倫理条例違反とかそういったもの言うんではないんです。政治姿勢として、ちゃんと住民に向いてやっていただきたいと思います。ことわざに、李下に冠を正さずということわざがあります。町民から圧力がかかり、有利に働いたんではないかと疑惑を持たれません。また、町長及び議員の団体や法人が指定管理者の指定を受ける場合においても、やはり私はこれは同様だと思います。

不正な圧力の行為が行われたというのではないかという疑惑の前提、及び可能性をつくらない、このことはやはり政治家として重要ではないでしょうか。こういったことを申し述べまして私の一般質問終わります。

議長 横尾 武志君

以上で川上議員の一般質問は終わりました。